

藤沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市規則第 6 6 号

藤沢市財務規則の一部を改正する規則

藤沢市財務規則（昭和 3 9 年藤沢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 8 条の 2」を「第 5 8 条の 3」に改める。

第 1 条中「第 1 7 3 条の 6」を「第 1 7 3 条の 7」に改める。

第 4 4 条第 2 項第 2 号中「土地区画整理事業清算金」の次に「、寄附金、その他契約に基づく収入」を加え、同項第 3 号中「、入場料」を「及び入場料」に改め、同項第 4 号中「、寄附金」を削り、「、市債その他契約に基づく収入」を「及び市債」に改める。

第 3 章第 2 節中第 5 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

第 5 8 条の 3 法第 2 4 3 条の 2 の 7 第 2 項の規定により市長が定める歳入等は、省令第 1 2 条の 2 の 2 0 第 1 項各号に掲げるもの以外の全ての歳入及び歳入歳出外現金とする。

第 8 6 条第 5 項及び第 8 項中「郵便貯金銀行」を「株式会社ゆうちょ銀行」に改める。

第 9 8 条第 2 項から第 5 項まで中「郵便貯金銀行」を「株式会社ゆうちょ銀行」に改め、第 6 項を次のように改める。

6 会計管理者は、株式会社ゆうちょ銀行の振替口座に受け入れた公金を自動振込により市の預金口座に振り替える手続をしなければならない。

第 9 8 条第 7 項を削る。

第 1 0 6 条の表 0 0 2 9 0 - 4 - 9 6 0 1 9 3 の項を削る。

第 1 2 4 条及び第 1 2 5 条中「法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」を「法第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和８年９月２４日から施行する。ただし、第８６条、第９８条及び第１０６条の改正規定は、令和８年７月１日から施行する。